株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)上勝・神山風力 発電事業環境影響評価書」に係る確定通知について

平成30年2月2日経済産業保安グループ電力安全課

当省は、株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)上勝・神山風力発電事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。)について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた株式会社ユーラスエナジーホールディングスは、同条第 2 項の規定に基づき、徳島県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価 法第 2 7 条の規定に基づき公告及び縦覧(1 か月間)し、住民へ周知することとなる。

(これまでの環境影響評価に係る手続き)

環境影響評価準備書に対する 経済産業大臣勧告	平成28年 1月12日
環境影響評価書受理	平成30年 1月18日
環境影響評価書確定通知	平成30年 2月 2日

※本事業は、平成24年10月に環境影響評価法施行令の一部を改正する 政令(平成23年政令第340号)の施行に伴う経過措置の適用を受け、 環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び電気事業法(昭和39年法 律第170号)に基づき、環境影響評価準備書に対する経済産業大臣の勧 告以降の手続きを実施している。

問い合わせ先:電力安全課 高須賀、松橋、岡田 電話03-3501-1742(直通)